

ず〜っと

ちえとまなぶの

# 役立つ お金の話

## 指導書

(授業展開例・ワークシート解答例付)



## 期待される3つの効果

繰り返し練習することで、  
金銭の感覚を養える。

見えないお金の知識が  
身に付く。

契約トラブルを疑似体験できる。



東京都消費生活総合センター

## はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、平成18年度からWeb版の教材を作成しています。

今年度は、特別支援学校高等部の学生(軽度の知的障害者)を対象に、消費者トラブルの未然防止のみならず、社会に出てからの自立を目指して、契約トラブル事例やお金の使い方などについて学習できる教材を作成しました。教材の具体的なねらいは、以下の通りです。

### 【ねらい】

- ① 電子マネーやクレジットカードの特徴を知り、適切な使い方ができるようになる。
- ② 契約トラブルの事例を学習し、被害未然防止や万一トラブルにあった場合の対処法を身に付ける。
- ③ 家計管理を学習し、「使えるお金には限りがあり、収入の範囲でやりくりすることの大切さ」に気付く。

教材は、クイズやワークを用いて主体的に調べたり話し合ったりすることによって、思考力を高めることができるようになっていきます。また、授業で活用されることに重点を置き、教員向けの指導者用資料(パワーポイント)と指導書も作成しました。

当センターは、相談業務等を通して様々な消費生活の情報が集積される消費者教育の拠点でもあります。本教材をきっかけとして、教員のみなさんと当センターの間に、効果的な消費者教育を行うための、活発なコミュニケーションを進めていけることを願っています。

## 目次

### 1. 特別支援学校高等部における消費者教育

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 1. 消費者教育の推進に関する法律と学校における消費者教育の必要性 | 1 |
| 2. 東京都の都立学校における消費者教育の取組           | 1 |

### 2. 教材紹介

- |  |       |
|--|-------|
| 1. Web版消費者教育読本の使い方                     | 2.3   |
| 2. Web版消費者教育読本及び指導者用資料(パワーポイント)解説のポイント | 4~10  |
| 3. クーリング・オフの書き方(例)                     | 11    |
| 4. 家計管理用仕分けシート「ワケルくん」の使い方              | 12.13 |

### 3. 指導者のための押さえておきたい知識

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| 1. 消費者教育の考え方              | 14    |
| 2. 契約の基本 特別法のクーリング・オフ     | 15~17 |
| 3. 成年後見制度の後見人(保佐人)って何するの? | 18.19 |
| 4. 卒業後の家計管理のために           | 20.21 |

### 4. 授業展開例及びワークシート

- |  |       |
|--|-------|
| 1. 都立知的障害特別支援学校高等部における各教科等の消費者教育の扱いについて(例) | 22.23 |
| 2. Web版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート           |       |
| ステージ1                                      | 24.25 |
| ステージ2                                      | 26.27 |
| ステージ3                                      | 28.29 |

# 1. 特別支援学校高等部における消費者教育

## 1. 消費者教育の推進に関する法律と学校における消費者教育の必要性

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、消費者教育の推進に関する必要事項を定め、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することで、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として平成24年12月13日に施行されました。同法の基本理念として、消費者教育は、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれるように行うこと」や、「幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢や障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われること」が求められると示されています。

現行の特別支援学校の高等部学習指導要領の中では、知的障害特別支援学校の各教科等の目標及び内容として、次のとおり消費者教育に関わる内容が示されています。

各教科の内容を教科別の指導として行う場合と各教科等を合わせて指導を行う場合とで関連を図りながら、生徒が習得したことを実際の生活に役立てるように配慮しながら指導を行うことが必要です。

### 〈特別支援学校の高等部学習指導要領(平成21年3月 告示)〉(抜粋)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔社会〕 1 目 標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め、社会生活に必要な能力と態度を育てる。

2 内 容

2段階(4) 政治、経済、文化などの社会的現象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。

〔数学〕 1 目 標

生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

2段階(1) 生活に必要な数量の処理や計算をする。  
2段階(4) 生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。

〔職業〕 1 目 標

勤労の意義について理解するとともに、職業生活に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。

2 内 容

2段階(4) 職業生活に必要な実践的な知識を深める。  
2段階(6) 職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。

〔家庭〕 1 目 標

明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。

2 内 容

2段階(2) 家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方について理解を深める。

〔情報〕 1 目 標

コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。

2 内 容

2段階(4) コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信の方法が分かり、実際に活用する。

## 2. 東京都の都立学校における消費者教育の取組

東京都教育委員会では、東京都の教育振興計画として、平成25年4月に「東京都教育ビジョン(第3次)」を策定し、平成28年4月に一部改定しました。計画期間を平成30年度までと変更し、長期的に取組むべき10の基本的な方向性と26の主要施策を示しています。

具体的には、「取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進」の中で示されている「主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進」において、産業・就業構造が大きく変化している中で、様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、消費者教育をはじめ、様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を育成する教育を推進していきます。